

食安輸発1113第1号  
平成24年11月13日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年11月9日付け食安輸発1109第1号）にて通知したところです。

今般、国内における養殖ひらめを原因とする *Kudoa septempunctata* 食中毒事例について、韓国での養殖場が特定されたことから、下記養殖業者を別添1の1(28)に追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

記

養殖業者名：朝天水産営漁組合法人  
登録番号：K-F-CJ-418